

ふくしま I C T利活用推進協議会資金援助規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会則第3条第4号の地域情報化活動に対する支援事業を円滑に推進するため、資金援助について必要とする事項を定めるものとする。

(資金援助対象事業)

第2条 資金援助の対象事業は、会則第2条(※)の目的を達成するために、当協議会の会員(特別会員を除く)が主催する地域情報化推進に係る次の事業等とする。ただし、営利を目的とするものを除く。

- (1) 地域情報化に関する講演会、セミナー、シンポジウムの開催
- (2) 地域情報化に関する展示会の開催
- (3) 地域情報化に関する調査研究活動
- (4) その他地域情報化推進に関し必要な事業

(資金援助対象外費用)

第2条の2 前条に規定する資金援助対象事業のうち、機器の購入及び設置にかかる費用については助成の対象外とする。

(被援助者)

第4条 資金援助を受けることができる者は、原則として、ふくしま I C T利活用推進協議会の会員とする。

(資金援助金の限度額)

第5条 資金援助額は、援助対象事業の経費総額(第2条の2に規定する費用を除く。)の二分の一以内とし、予算の範囲内で助成する。

(資金援助申請)

第6条 資金援助を受けようとする者は、会長が別に定める日までに地域情報化活動助成事業資金援助申請書(様式1-1「第2条1号、2号及び4号の事業」、様式1-2「第2条3号の事業」)を提出しなければならない。

(資金援助額等の決定)

第7条 資金援助額は、提出された前条の申請に基づき、資金援助の総額及び他の対象事業等の開催状況を考慮し、運営委員会の意見を聴き会長が決定する。

(資金援助決定通知)

第8条 会長は、資金援助の決定をしたときは、事業開始前までに申請者に対し地域情報化

活動助成事業決定通知書（様式2）により通知するものとする。

- 2 原則として、申請者は資金援助の決定以前に事業を開始する（以下、「事前着手」という。）ことはできない。

（援助資金交付請求）

第9条 援助資金の交付を受けようとする者は、資金援助決定通知後、援助資金交付請求書（様式3）を提出しなければならない。

（援助資金の交付）

第10条 援助資金については、前条の援助資金交付請求書記載の預金口座に振込むことにより交付する。

（資金援助事業変更の申請）

- 第11条 資金援助の決定通知後、事業内容の変更、又は事業の廃止をしようとする者は、すみやかに資金援助事業変更（廃止）申請書（様式4）を提出しなければならない。
- 2 資金援助事業を廃止しようとする者が既に援助資金の交付を受けている場合は、すみやかに返納すること。

（資金援助事業実施報告書の提出）

第12条 資金援助を受けた者は、事業終了の日から起算して30日を経過した日、又は資金援助決定通知があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、資金援助事業実施報告書（様式5-1「第2条1号、2号及び4号の事業」、様式5-2「第2条3号の事業」）を提出しなければならない。

（附則）

- この規程は、平成2年8月20日から施行し、平成2年度の資金援助事業から適用する。
- この規程は、平成9年7月9日から施行し、平成9年度の資金援助事業から適用する。
- この規程は、平成17年6月17日から施行し、平成17年度の資金援助事業から適用する。
- この規程は、平成18年7月12日から施行し、平成18年度の資金援助事業から適用する。
- この規程は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の資金援助事業から適用する。
- この規程は、令和2年6月9日から施行し、令和2年度の資金援助事業から適用する。

※1 ふくしまICT利活用推進協議会会則 第2条

本会は、福島県における産・学・官が協力、連携し、県全体の高度情報化の推進を図り、もってICTを利活用した県民生活の向上や産業振興など地域の活性化に寄与することを目的とする。